

香川大学医学部学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、香川大学医学部学友会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を香川大学医学部学務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、香川大学医学部の体育並びに文化の向上及び普及に努めるとともに会員の心身の錬磨及び親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、体育系・文化系の部及び同好会を置き、次の事業を行う。

- (1) 学内運動競技大会並びに文化的行事の企画及び運営
- (2) 対外試合及び文化活動
- (3) 運動用具及び娯楽用具の整備及び貸出
- (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第5条 前条に規定する事業を実施するため、本会に総務委員会を置く。

第3章 会員

第6条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成する。

- (1) 正会員 香川大学医学部学生
- (2) 準会員 香川大学医学部及び香川大学大学院医学系研究科の大学院学生、科目等履修生及び研究生
- (3) 特別会員 香川大学医学部職員
- (4) 賛助会員 香川大学医学部及び香川医科大学の卒業生
- (5) 名誉会員 本会に功労があったもので会長の推薦した者

第4章 役員

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 総務委員長 1名
- (4) 総務副委員長 2名
- (5) 総務委員 14名

2 会長は、香川大学医学部長とする。

3 副会長は、香川大学医学部長が指名する香川大学副医学部長、香川大学医学部事務

部長及び正会員代表者とする。

- 4 正会員代表者及び総務委員長は、正会員の中から正会員投票により選出された者とする。
- 5 総務副委員長は、体育系各部及び同好会並びに文化系各部及び同好会の中から各1名を総務委員長が指名し総務委員会が承認した者とする。
- 6 総務委員は、部同好会代表者会議において体育系と文化系の各部及び同好会から互選により選出されたそれぞれ6名並びに部及び同好会未加入の正会員の中から総務委員長が指名した2名とする。
- 7 総務委員長、総務副委員長及び総務委員（以下「総務委員長等」という。）の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 総務委員長等が、新たに選出されるまでは、前任者が代行する。
- 9 総務委員長等が疾病等により、その任務が遂行できないときは、改選することができる。
- 10 第4条に規定する事業を実施するため必要があるときは、臨時役員を置くことができる。

第8条 本会に総務委員会顧問並びに各部及び同好会顧問を置く。

- 2 総務委員会顧問は、総務委員会が推薦する香川大学医学部教員とし、会長が委嘱する。
- 3 総務委員会顧問は、総務委員会の運営に助言を行う。
- 4 総務委員会顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 5 各部及び同好会顧問は、当該部及び同好会の推薦する香川大学医学部教員とし、当該部及び同好会の企画並びに運営に助言及び指導を行う。

第5章 総務委員会

第9条 総務委員会は、総務委員長等で構成し、総務委員長がその会の議長となる。

第10条 総務委員会に庶務担当者8名、会計担当者2名、渉外担当者4名を置きそれぞれの会務を処理する。

第11条 総務委員会は、総務委員長が議案を明示して招集する。ただし、構成員の3分の1以上の者から議案を明示して要求があったときは、総務委員長は直ちに総務委員会を招集しなければならない。

第12条 総務委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 総務委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 総務委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の運営に関する基本的な事項

- (2) 本会の予算及び決算に関する事項
- (3) 部及び同好会の新設及び廃止に関する事項
- (4) 本会会則及び細則の改正に関する事項

第6章 総会

第14条 総会は、正会員で構成し、総務委員長が毎年度当初に招集する。

第15条 総会では、各部及び同好会の活動状況報告、予算及び決算報告、事業報告等を行い会員の意見を聴取する。

第16条 臨時総会は、総務委員の3分の2以上の要求若しくは、部同好会代表者会議構成員の3分の1以上の要求、又は正会員の10分の1以上の要求があったときは、総務委員長は、これを招集しなければならない。

第17条 臨時総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 臨時総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第7章 部同好会代表者会議

第18条 部同好会代表者会議は、各部及び同好会1名の正会員の代表で構成する。

第19条 部同好会代表者会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 部同好会代表者会議の議事は、出席者の過半数で決する。

3 部同好会代表者会議は、各部及び同好会間の諸問題を審議する。

第8章 会計

第20条 本会の経費は、会費及び寄付金等の収入金をもってこれに充てる。

第21条 本会の会員は、次の各号に掲げる会費を納めるものとする。

- (1) 正会員 年額2,500円(6年分15,000円、4.5年分11,250円、4年分10,000円、2年分5,000円、入学時一括納入)
- (2) 準会員 年額2,000円(その年数に応じて一括納入)
- (3) 特別会員 別表による。
- (4) 賛助会員 特に定めない。
- (5) 名誉会員 納入の義務を負わない。

第22条 一度納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第23条 本会の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

第24条 総務委員会は、次年度予算案を4月末日までに、また、総会において報告された前年度決算報告書を速やかに会長に提出しなければならない。

第25条 予算及び決算は、総会に報告しなければならない。

第26条 前年度剰余金は、本会基本金に繰り入れるものとする。ただし、総務委員会の議決を経てこれを翌年度に繰り越して使用することができる。

第27条 本会の会計監査は、毎年1回会長の委嘱した者が行う。

第9章 会則の改正及び細則

第28条 本会則の改正は、第16条及び第17条に規定する臨時総会の議決又は正会員投票の可決を経て、会長の承認を得なければならない。

第29条 本会の会務に必要な細則は、部同好会代表者会議及び総務委員会の議を経て会長の承認を得なければならない。

第10章 正会員投票

第30条 正会員投票は、全正会員の過半数の有効投票をもって成立し、有効投票の過半数の得票で可決される。

附 則

本会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成16年7月15日から施行する。

[別表]

職 名	年 額 会 費
医学部長、病院長、副医学部長、副病院長及び事務部長	3,000円
教授及び部長	2,000円
助教授及び課長	1,000円
講師、課長補佐及び専門員	500円
助手、事務職員及び技術職員	300円

香川大学医学部学友会構成団体に関する内規

- 1 香川大学医学部学友会の構成団体は、香川大学学生準則第14条第1項ただし書の規定による医学部長が許可した医学部で組織するサークルとする。
- 2 総務委員会の過半数の同意を得られたサークルは、同好会として活動を行うことができる。ただし、加入年度においては、予算配分に制限を受けるものとする。
- 3 部及び同好会は、当年度の活動状況報告を毎年4月10日までに総務委員会に提出しなければならない。
- 4 同好会の登録期間は、当該年度間とし、総務委員会の審議を経て適当と認められた場合は、次年度の継続登録を行うことができる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

香川大学医学部学友会組織図

